

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福井地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 17 日から 38 年 9 月 28 日まで

昭和 32 年 6 月から 38 年 9 月まで A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたところ、当該期間について、脱退手当金が支給されたこととなっているが、脱退手当金を自分で請求したことや受給した記憶は無いので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間後の被保険者期間については、支給決定日の約 2 か月前に被保険者資格を喪失しているものの、その計算の基礎とされず、未請求となっており、申立人が申立期間に係る脱退手当金を請求する際、2 回の被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、当該脱退手当金が請求されたと考えられる時期に最も近い当該未請求の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 9 月 28 日の前後 3 年以内に資格喪失し、2 年以上の被保険者期間のある者 29 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録が確認できるのは、申立人を除き一人のみであることから、事業主が通例として代理請求を行っていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成 18 年 12 月 1 日から 19 年 2 月 1 日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 19 万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成 19 年 2 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間については、事業主が厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 19 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 1 日から 19 年 12 月 31 日まで

私は、平成 17 年 10 月から 19 年 12 月まで、A 社で勤務し、厚生年金保険に加入していたが、申立期間の標準報酬月額が、当時支給されていた給与の総支給額と比較して、著しく低くなっているため、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の平成 18 年 12 月及び 19 年 1 月の標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、19 万円と記録されていたところ、19 年 2 月 1 日付けで、申立人を含む 8 人の標準報酬月額の記録が遡及して引き下げられており、申立人の標準報酬月額は、9 万 8,000 円に記録訂正され、資格喪失日まで継続していることが確認できる。

しかし、申立人から提出された給与明細書から、当該訂正処理は事実に基づいて行われた処理ではないことが確認できる。

また、A 社に係る平成 18 年度滞納処分票において、申立期間当時、滞納保険料があることが確認できること、同社は、当該訂正処理について、

社会保険事務所の担当者から、標準報酬月額を減額することを助言された旨の回答をしている。

これらを総合的に判断すると、平成 19 年 2 月 1 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成 18 年 12 月及び 19 年 1 月の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 19 万円に訂正することが必要と認められる。

申立期間のうち、平成 19 年 2 月から同年 11 月までについて、オンライン記録を見ると、申立人は 19 年 2 月 26 日から同年 12 月 30 日まで育児休業を取得していることが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 及び関係法令において、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料を免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入することと規定されている。

また、育児休業に係る厚生年金保険料の免除期間中は、育児休業取得直前の標準報酬月額が保険給付に用いられるところ、オンライン記録を見ると、当該標準報酬月額については、前述の遡及訂正処理が行われる以前は 19 万円と記録されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の平成 19 年 2 月から同年 11 月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 19 万円とすることが妥当である。

## 福井国民年金 事案 272

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年11月

私の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和48年11月26日であるにもかかわらず、国民年金被保険者の資格取得日が同年12月6日になっており、1か月の未加入期間が生じている。私の両親は、未加入期間が生じないように加入手続を行い国民年金保険料を納付したはずであるので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の両親が市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと申し立てている。

しかしながら、申立人が所持する国民年金手帳により、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、昭和48年12月6日であることが確認でき、このことは、市町村国民年金被保険者納付記録票（電算記録）及び特殊台帳の記録とも一致していることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人の両親は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付について、両親が行ったと供述しており、申立人自身は直接関与しておらず、その両親も既に死亡していることから、国民年金の加入手続状況及び保険料の納付状況に関して具体的な供述が得られない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について

て、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福井国民年金 事案 273

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月から8年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月から8年1月まで

私は、就職先が決まったので、国民健康保険証を返納するため、平成8年1月頃にA市役所へ出向いたところ、市役所職員から、国民年金の加入手続が行われていないと指摘された。その後、父親の勧めもあり、国民年金の加入手続を行い、保険料は母親に納付してもらった。申立期間について、保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

基礎年金番号制度の導入（平成9年1月）前において、国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるところ、申立人の氏名について、オンラインシステムにより、複数の読み方で検索するとともに、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、申立期間当時に払い出された同手帳記号番号を縦覧検索したが、申立人の氏名は確認できず、ほかに申立人の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、基礎年金番号制度導入後は、同番号により国民年金保険料の納付が可能であるものの、申立期間に係る国民年金被保険者資格記録については、平成11年6月17日付けで追加処理が行われていることがオンライン記録により確認でき、この時点を前提に納付方法をみると、申立期間の保険料については、徴収権の時効消滅により納付することができない。

さらに、申立人に係る市町村国民年金被保険者名簿において、申立期間の保険料が納付された記録は無く、このことは、オンライン記録（資格・納付）とも一致している。

加えて、申立人は申立期間の保険料納付に関与しておらず、納付方法等

について、具体的な供述が得られない上、申立人の保険料を納付していたとする母親から聴取しても、保険料の納付状況に関して具体的な供述が得られない。

このほか、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日頃から同年 8 月 1 日頃まで  
私は、短大卒業直後、A社Bに昭和 47 年 4 月 1 日頃に入社し、同年 7 月末頃に退職するまでC職として勤務していたにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険の記録が欠落しており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間当時、A社Bに勤務していたものと推認できる。

しかし、上記複数の同僚は申立人が当該事業所に勤務していたことを記憶しているものの、申立人の当該事業所における退職日については記憶しておらず、申立人の正確な勤務期間を特定することができない。

また、申立期間当時における当該事業所の経理係長（採用面接担当者）は、「試用期間の有無、期間、及び試用期間中の社会保険への加入については、職種、経験及び採用形態（D本社採用か現地採用か、新卒採用か中途採用か）等で取扱いが異なっており、同じ条件の場合には同じ取扱いになる。試用期間中の雇用形態は臨時的社員であり、社会保険に加入させていない期間は給与から保険料は控除していなかった。」旨を供述している。

さらに、A社本社において、入社時期、職種及び経験（新卒）が申立人と同様の同僚についてオンライン記録を見ると、同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和 47 年 8 月 16 日であることが確認できる上、上記同僚が同社Eにおける入社時期、職種等が申立人及び自己と同様である旨供述している他の同僚については、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人と同様、厚生年金保険の被保険者資格

記録を確認することができないことから、申立期間当時、事業主は、新卒者で採用した従業員については、入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の氏名（旧姓含む。）について複数の読み方で検索したが、該当する厚生年金保険の加入記録は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 6 月 1 日から 19 年 12 月 1 日まで  
私は、勤労学徒動員として昭和 17 年 12 月から A 社 B で働いていた。その後、中学校を卒業と同時に引き続き当該事業所に採用され、19 年 12 月に白紙で召集されるまで継続して勤務していた。C 職及び D 職として現場（同社 E 工場）で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入期間が 18 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日までの 4 か月となっていることに納得ができない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当該事業所が昭和 19 年当時に受けた空襲の模様を詳細に記憶していることから、申立期間において当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人が、申立期間当時の同僚として記憶している唯一の同僚は、すでに死亡している上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において当該同僚の氏名を確認できない。

また、申立期間当時、上記被保険者名簿に氏名が記載されている者 245 人中、住所が確認できる 26 人に対して同僚調査を実施したところ、回答のあった 13 人全員が申立人を覚えていないと回答しているため、申立人の申立期間における正確な勤務実態を確認することができない。

さらに、当該事業所の後継事業所である F 社は、「A 社は、当社の前身企業ではあるが、法人格が違うため、同社における人事記録等は当社で管理しておらず、申立人の申立期間について在籍及び年金等の届出状況については確認できない。」と回答している。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳に記載されている申立人の資格取得日及び喪失日と申立期間当時の健康保険厚生年金保険（当時の名称は労働者年金保険）被保険者名簿の記載は一致している上、上記台帳において資格喪失の原因が「職員昇格」と記載されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月20日から同年8月25日まで  
② 昭和27年12月1日から31年4月16日まで

私は、A社を退職した際、脱退手当金を受給した記憶が有るが、申立期間については脱退手当金を請求したことや受給した記憶が無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後10ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和31年4月16日の前後2年以内に資格喪失し、2年以上の被保険者期間のある者46人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、34人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む30人が資格喪失日から約6か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金に係る資格期間、支給金額及び支給年月日が記載されており、当該支給記録はオンライン記録と一致している上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立期間に係る脱退手当金は、昭和31年5月21日に支給決定されているところ、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったこと、及び申立人は、申立期間の事業所を退職後、他の事業所の被保険者期間における脱退

手当金が支給されていることを認めていることを考え合わせると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。